

ID: 416

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	配湯料金の減免		
例規名 根拠条項	長門市営湯本温泉条例 第8条		
例規番号	平成17年条例第193号		
<p>【根拠条文】 (減免) 第8条 市長は、配湯許可業者の施設した設備の故障又は不備により供給量の減少又は受湯不能が生じた場合においても配湯料金の減免を認めないものとする。ただし、市長が公益上その他特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	平成31年4月1日